

労働協約書

(以下、甲という)と新産別運転者
労働組合東京地方本部(以下、乙という)は、下記のとおり職業安定法第4条6項に定める
供給契約を含む労働協約を締結する。

- 第 1 条 甲は、この労働協約にもとづき、必要に応じて随時乙より乙の組合員の供給をうけ使用し、また使用を打切ることができる。ただし、甲は乙が発行する就労票なしに乙の組合員を使用することはできない。
- 第 2 条 第1条により、乙の組合員が就労するときの労働条件はこの労働協約による。この労働協約に定められていない事項については、甲の就業規則及び労働基準法等に従い、疑義を生じたときは、その都度甲・乙協議して決める。
- 第 3 条 勤 務 時 間
勤務時間は、1日拘束8時間とし、通常の勤務時間は、午前8時より午後4時迄とする。
昼食休憩時間は60分とする。
- 第 4 条 基本賃金および諸手当は別表の通りとする。
- 第 5 条 諸 手 当
1. 甲の指示により、乙の組合員が午前8時以前に就労したとき、また午後4時を超えて就労したときは、時間あたり算定基準額の7分の1に2割5分を加算した金額を、就労が午後10時以降にわたったときは、時間あたり算定基準額の7分の1に5割を加算した金額を支払うものとする。
 2. 早出残業等の割増賃金の計算で、1時間未満の端数は10分を単位として支給し、10分未満は四捨五入する。
 3. 同一作業日に異種の車両に乗務するときは、時間の多少に拘わらず、基本日額の高い方をもって賃金とする。
 4. 甲の責に帰すべき事由によって、就労できなかったときは、不就労手当として、基本日額の6割と交通費を支給する。
 5. 乙の組合員の賃金は、甲より乙が受領し、組合員に支払うことを原則とするが通常の場合、この手続きを省略し、甲が乙の組合員に直接支払うことを認める。
- 第 6 条 交 通 費
供給した乙の組合員が所属する組合事務所より、就労する場所に至る往復交通費は、その実費を甲が支払う。
- 第 7 条 事 故
作業中の交通事故及び傷害等については、甲において処理する。
- 第 8 条 社 会 保 険
甲は、使用する乙の組合員に対し、法に定められた社会保険等を適用する。

- 第 9 条 法定外補償
甲に供給した乙の組合員が通勤途上及び作業中に労災事故に遭ったときは、甲は甲の労災保険を適用するとともに、別に定める乙指定の法定外補償を当該乙の組合員に支払わなければならない。
- 第 10 条 交 渉 権
乙の組合員の労働条件等に関する交渉権は、すべて乙に属するものとする。
- 第 11 条 この協約は、当事者の一方から改廃の申し出があったときは、甲・乙協議のうえ、何時でも改廃することができる。
- 第 12 条 有 効 期 間
この協約は、平成20年2月1日より平成21年1月31日迄とする。
但し、期間満了1ヶ月前までに甲・乙の一方から、この協約改廃の申し出がない場合は、さらに1年間有効とする。

平成 年 月 日

所 在 地

電 話

甲

会 社 名

代表者氏名印

所 在 地 東京都台東区根岸3丁目25番6号
タブレット根岸

電 話 03-5603-1300

乙

組 合 名 新産別運転者労働組合東京地方本部

代表者氏名印 執行委員長